

山梨県立韮崎工業高等学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

第1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、いじめほどの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

- 教職員の共通理解のもと、校内組織が有効に機能する体制をつくる。
- 生徒の豊かな情操と道徳性を培い、適切な対人関係を築くための教育活動を推進する。
- 保護者や地域住民との連携を図るため、いじめ防止の理解を深める啓発を行う。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの基本認識

教職員は、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識する必要がある。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為となる場合もある。いじめられている生徒を守り通すという観点のもと、毅然とした対応をとる必要がある。

いじめの態様 抵触する可能性のある刑罰

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 暴行
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 暴行、傷害
- ⑤ 金品をたかられる 恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 窃盗、器物破損
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 強要、強制わいせつ
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 名誉毀損、侮辱

4 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに学校全体で組織的な取組を行う必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため「いじめ対策委員会」を設置し、委員会を中心として教職員全員で共通理解を図り、総合的ないじめ対策を行う。

また、「学科学年主任会」「生徒支援委員会」等の会議を通じて得られる情報からアンテナを高くし、いじめの未然防止に努める。

組織が有効に機能しているかについては、平時より点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組となるように必要に応じて改善を図る。

(1) 「いじめ対策委員会」

- 本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導副主任、保健主事、生徒支援担当、各学年主任、各学科主任、養護教諭によって構成される。
- いじめ対策委員会の役割
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定、年間計画の企画と実施
 - ② いじめの未然防止といじめへの対応
 - ③ 教職員の資質向上のための校内研修
 - ④ 各取組の有効性の検証、学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ⑤ 校内で認知した情報や、学校間で収集した情報の集約と共有化を図る

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

構成員は「いじめ対策委員会」に学校運営協議会委員等を加える。

※拡大いじめ対策委員会は、年間3回程度（学校運営協議会に併せて）開催する。

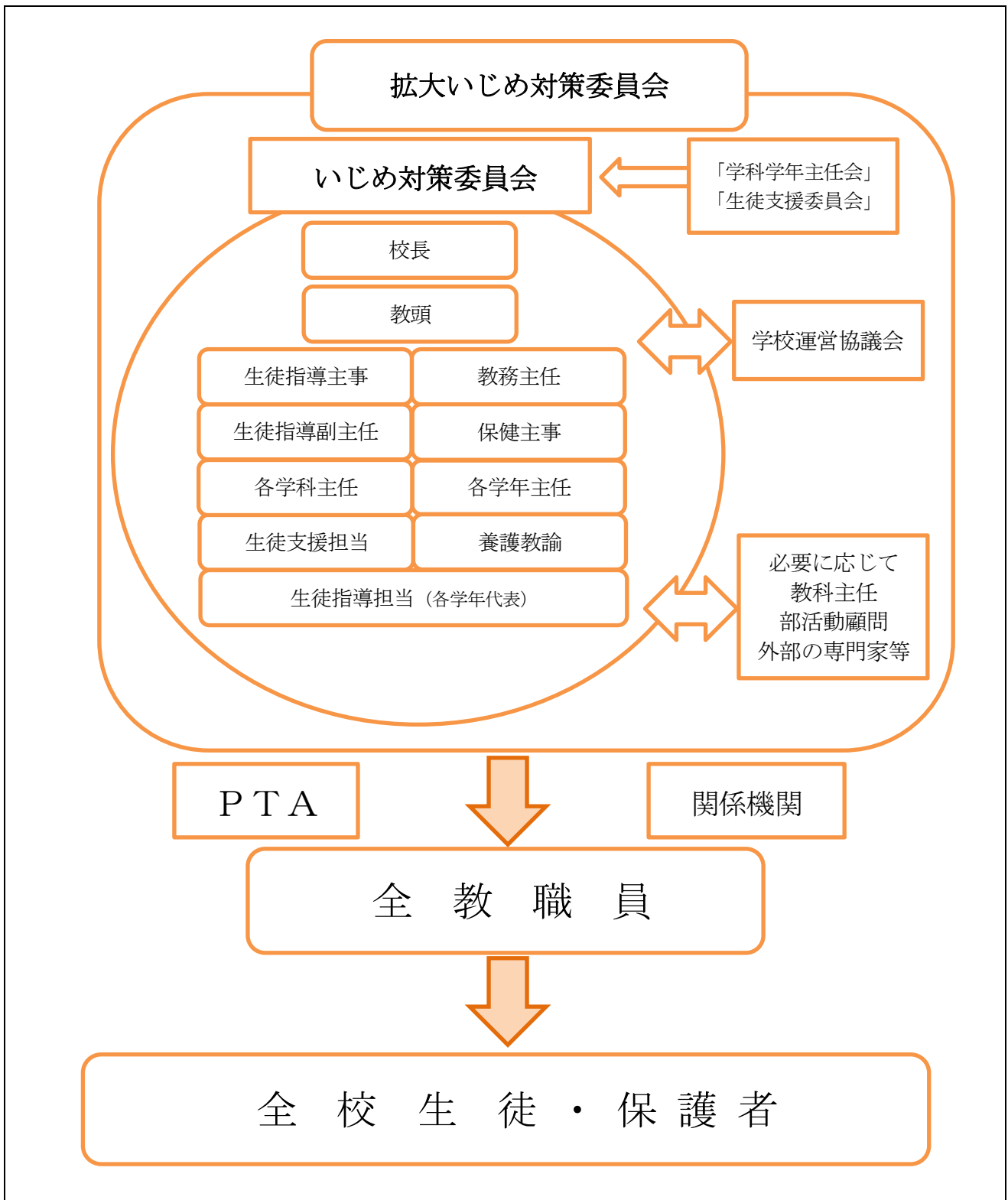
※拡大いじめ対策委員会は、いじめ実態調査の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

※いじめ事案の発生時は事案に応じて、いじめ対策委員会に必要なメンバーを加えて対応する。

※いじめ対策委員会での内容については職員会議等において全職員に報告し周知する。

※いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなる。

【いじめ防止のための学校の体制】



5 年間計画 「いじめ防止指導計画」

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1 学年	2 学年	3 学年	学校全体
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生オリエンテーションでの基本方針の説明 ・ 中学校との情報交換 			
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への相談窓口周知 ・ 生徒への相談窓口周知 ・ HRづくり・学年づくり ・ 観察・相談・情報集約（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への相談窓口周知 ・ 生徒への相談窓口周知 ・ HRづくり・学年づくり ・ 観察・相談・情報集約（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への相談窓口周知 ・ 生徒への相談窓口周知 ・ HRづくり・学年づくり ・ 観察・相談・情報集約（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止基本方針の教職員の共通理解 ・ いじめ対策委員会（年間計画の確認、情報・調査結果を共有） ・ 「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載・PTA総会・学校だより等） ・ PTA研修会 ・ 学科学年主任会（毎月） ・ 生徒支援委員会（年2回） ・ 教職員間による相互授業参観 ・ 第1回「拡大いじめ対策委員会」
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q-Uテストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q-Uテストの実施 		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三者懇談週間（家庭での様子の把握） ・ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三者懇談週間（家庭での様子の把握） ・ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三者懇談週間（家庭での様子の把握） ・ 「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 	
10 月				
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回「拡大いじめ対策委員会」
12 月				<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修会
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回「拡大いじめ対策委員会」
3 月				

6 取組状況の把握と学校評価による検証

- (1) いじめ対策委員会ではPDCAによる取組みの検証と必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。
- (2) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ア. いじめの早期発見と早期対応に関すること
 - イ. いじめの未然防止と再発防止に関すること

第2 いじめの未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を持ち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが求められる。

生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画、実施する必要がある。

1 生徒や学級の把握

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。生徒たちの些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることが求められる。

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握するためには、生徒アンケート、生徒及び保護者との情報交換、学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の方法として用いる。

また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めるために、主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

○「居場所づくり」とは

クラスや学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくこと。様々な危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのためには、不断の授業改善を行い、生徒主体の授業を実践し、教室が生徒の居場所として認識できるようにする必要がある。単に「居心地よくしてあげる」ということでなく、「生徒が困らないようにする」ための居場所づくりと考える。

○「絆づくり」と「自己有用感」とは

教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒同士である。

全員の生徒の「絆づくり」を促すためには教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要である。一言で言うなら、すべての生徒が活躍できる場面を準備することである。

○「授業づくり」と「集団づくり」

授業やホームルームにおいて、あいさつや服装、聞く態度など規律を正すことは生徒の規範意識を高める前提となる。きちんと授業に参加させ、規律ある学校生活を送らせることで、いたずらにトラブルが起こることも、それがいじめへとエスカレートすることも防げるはずである。

○いじめに向かわせないために日頃学校で取り組むべき課題は、生徒に「規律」、「絆」、「自己有用感」を身につけさせることである。

3 道徳教育の充実

いじめをしない、許さないという、人間性の基盤は他人を思いやる心や多様な立場を受け入れる心、生命を大切にすることを育てることから形成される。

本校では平成19年度から「**蕘工 心の教育計画**」に基づく道徳教育に取り組んでいる。その中で、「学校教育活動全体を通じて行う道徳教育」を目指し、学校行事やホームルーム活動、総合的な探究の時間、各教科などの個々の取組において、どのような道徳教育が行えるかを分掌ごとに検討した。そして、個々の取組と道徳性の内容とを関連付けた「道徳教育指導計画」と「教科指導計画」を作成し、教育活動のあらゆる場面で取り組む道徳教育の充実・改善を図ってきた。

また、平成15年度から、高等学校道徳資料『自分との出会い』を用いた授業をLHRの中で行っている。

これらの取組をさらに重ね、個々の生徒の豊かな心の育成に努めたい。

4 体験活動の充実

集団活動は心身の調和のとれた発達を促し、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。また、活動を終えた達成感や充実感は生徒の心に潜在している意欲を呼び起こし、集団や社会の一員としての自覚の深化が期待できる。（甘利山強歩大会、蕘工祭、球技大会、企業実習、修学旅行、スキー教室、ボランティア活動など）

一方、学校や家庭という限られた生活圏から出る活動（非日常的な体験）は直接心に響き、そのときの出会いや感動の記憶は自然・生命・自他を尊重する態度の育成につながる。

また、立場や年齢層が異なる人たちとの交流活動は、思いやりの心、多様性を受容する意識をはぐくむ。（保育園児とのふれあい体験、福祉講話、特別支援学校との交流、地域と連携した甘利山清掃活動、「親子ものづくり教室」や「出前ものづくり教室」による小学生との交流など）

5 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを生徒に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

6 地域や家庭との連携について

蕘工活性化合同会議、PTAの各種会議、学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、個人情報やプライバシーの問題に十分配慮した上で、保護者対象の研修会の企画やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

7 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

8 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃か

ら、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第3 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。また、生徒に関わる情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を集めることが大切である。

1 早期発見のための手だて

(1) 日常の観察

休み時間や昼休み、放課後等においては生徒達の様子に目を配り、いじめまたはいじめにつながる言動に注意して観察する。

① 観察のポイント

高校生の場合、学年の進行に伴いいじめの認知数が少なくなる傾向がある。高校に入学した段階から人間関係がうまく築けるように支援し、気になる言動が見られた場合は関係の改善にあたる必要がある。

② 日誌の活用や家庭との連絡

ホームルーム日誌の記述から変化を見いだしたり、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることがいじめの発見につながる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(2) 相談体制の充実

日常の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を充実させることが重要である。生徒支援担当が中心となり、生徒および保護者を対象とした教育相談を実施する。日常の相談体制に加え、巡回教育相談や訪問カウンセリング等、専門機関と連携した相談も行う。

なお、相談窓口はホームページや掲示物、各種便り等を通じて生徒や保護者に周知する。

(3) いじめ実態調査（アンケート調査）の実施

生徒指導部が計画し、いじめのアンケートを年間3回実施する。いじめられている生徒にとってはその場で記入することが難しい状況も考えられるので、方法については配慮して実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要である。

2 相談しやすい環境をつくる

生徒が、いじめについて教職員や保護者に相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われていじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

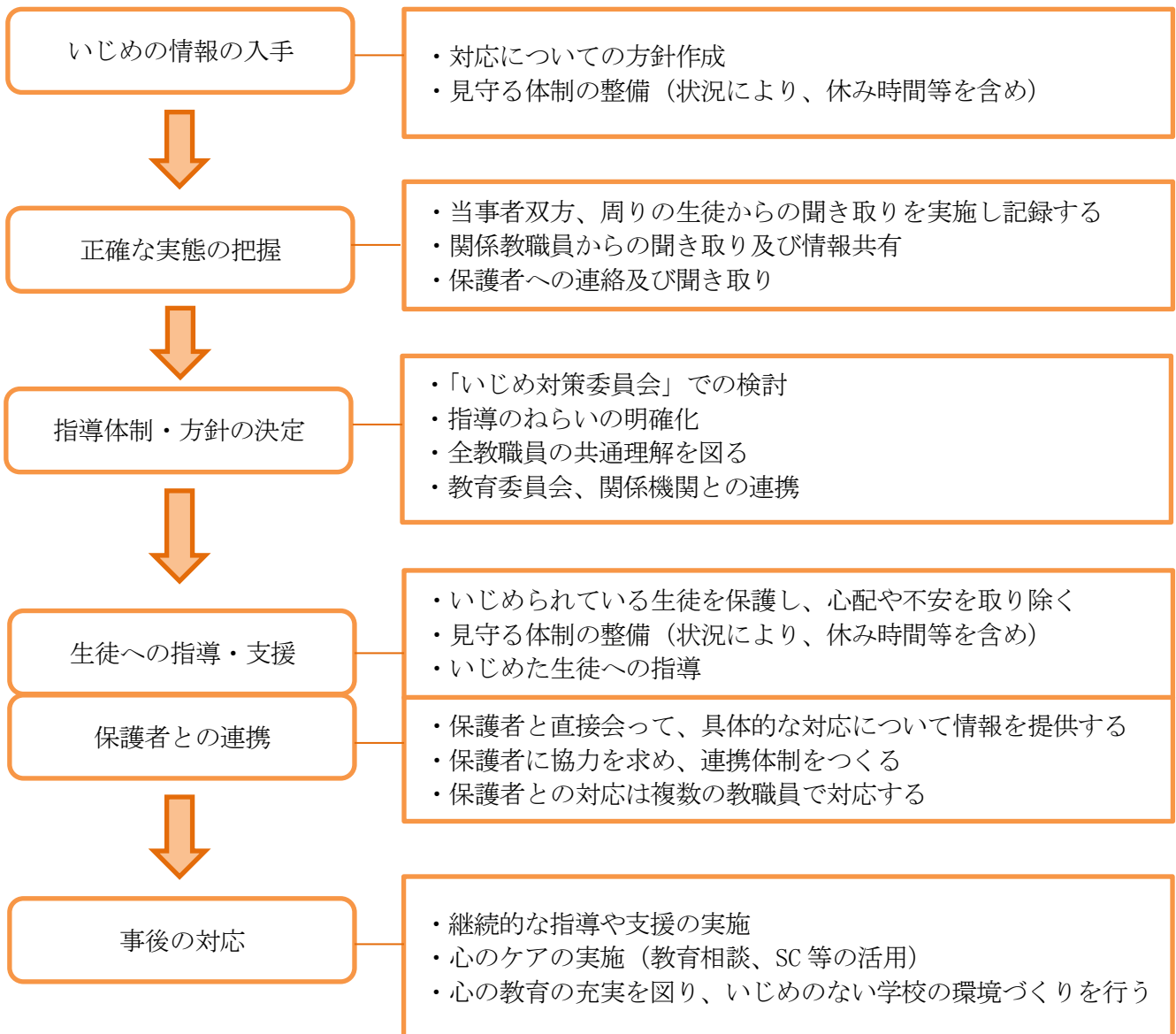
第4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。情報が入ってからの実態把握、学校の方針決定までを迅速に対応する。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれがある場合は、把握した状況をもとに十分に協議し、慎重に対応する必要がある。

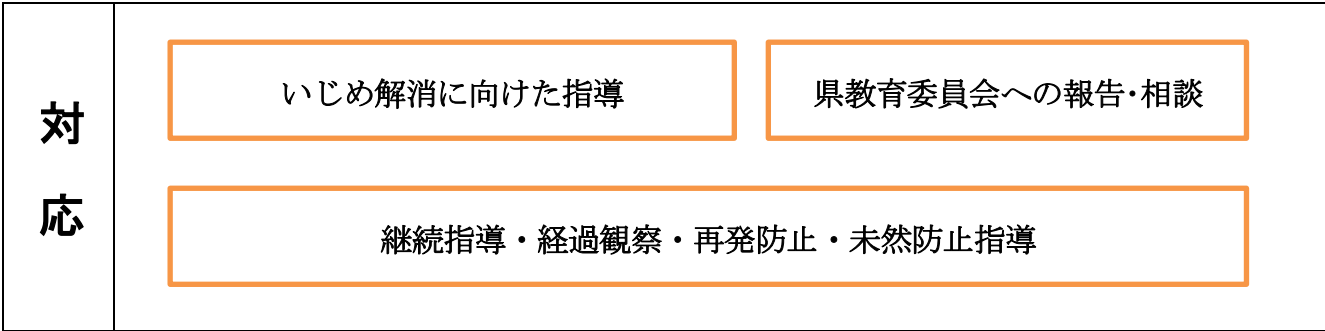
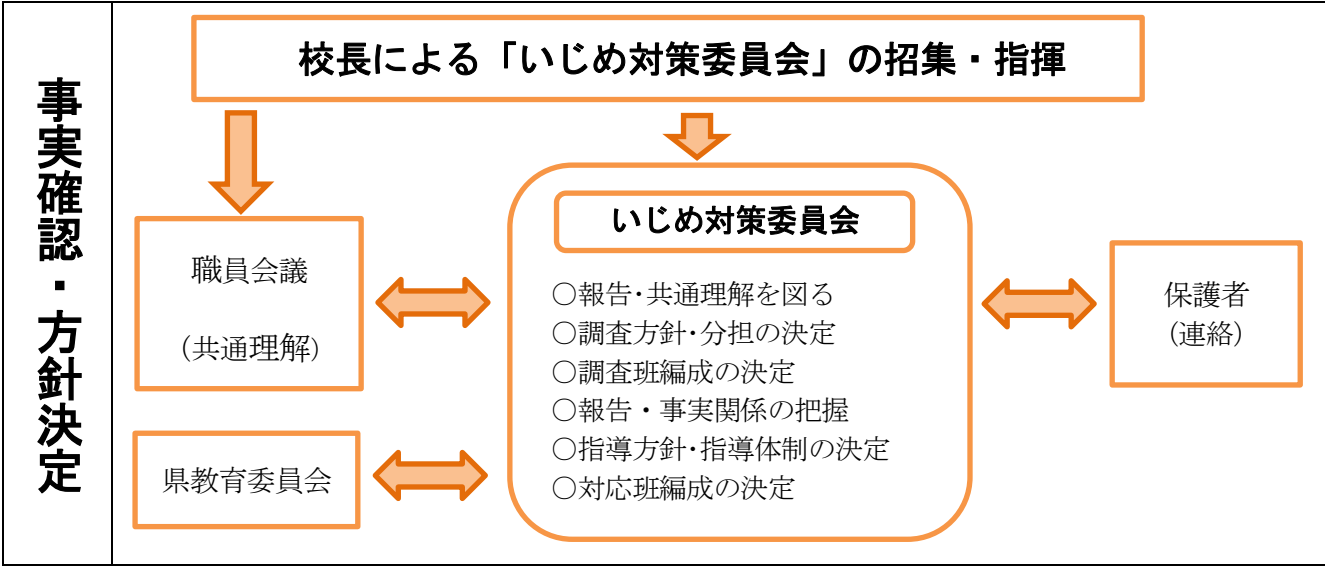
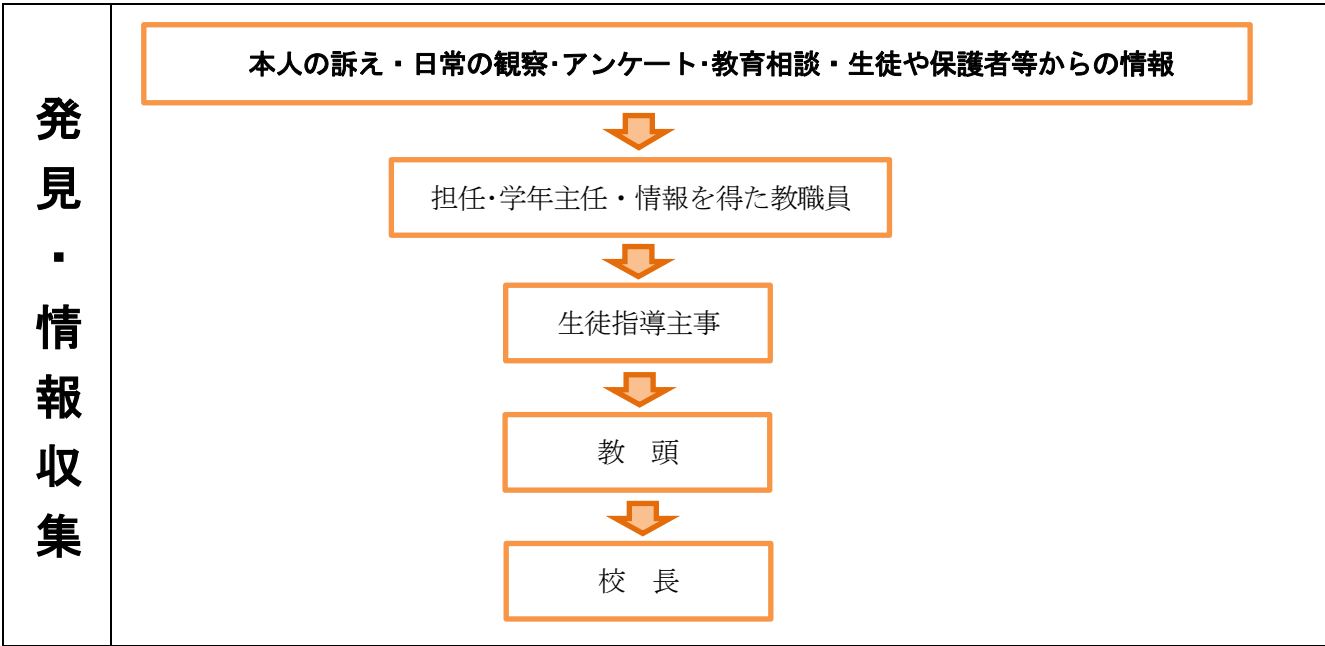
いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行い、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

また、いじめの再発を防止するために計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



いじめが起きた場合の初期対応



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でいじめの行為がある場合はそれを止めるとともに、いじめにかかわる者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守る

- 訴えに対しては、事実関係や気持ちを傾聴する
- いじめられている生徒、いじめ情報をくれた生徒を徹底して守るため、いじめた生徒と接触しないように配慮したり、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えながら、具体的に心身の安全を保証する。
- 状況に応じて、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目が届くように見守る体制をとる。

(2) 事実確認と情報の共有

- 事実確認においては、いじめた生徒といじめられた生徒から、経過や心情などを聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告し、組織的な対応につなげる。
- 保護者対応は複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 迅速に正確な事実関係を把握するため、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

○把握すべき情報例

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ◆誰が誰をいじめているのか？ | 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆いつ、どこで起こったのか？ | 【時間と場所の確認】 |
| ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ | 【内容】 |
| ◆いじめのきっかけは何か？ | 【背景と要因】 |
| ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ | 【期間】 |
- * 生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮する

3 対応の基本

(1) いじめられた生徒への対応

- 共感することで心の安定を図る。
- 「守り抜くこと」「秘密を守ること」「解決できること」を伝え、不安を取り除く。

(2) いじめられた生徒の保護者への対応

- 面談を実施し、事実関係を直接伝え、保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 学校の指導方針と今後の対応について伝える。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。

(3) いじめた生徒への対応

- いじめた原因や状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- 生徒指導措置を含め、適切な指導を検討する。

(4) いじめた生徒の保護者への対応

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の心情を伝え、よりよい解決に向けた方針を伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭の協力を求める。
- 生徒が変容していくことを目標に具体的な助言を行い、家庭と連携して指導する。

(5) 周りの生徒たちへの対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) 継続した指導の実施

- いじめが解消したと見られる場合でも引き続き十分な観察を行い、継続的な指導を行う。
- いじめられた生徒には肯定的な姿勢でかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりを進める。

(7) 警察との連携について

- 地域の警察との連携を図るため日頃から情報を共有し、相互協力する体制を整えておく。
- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察と連携して対応する。また、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合には、直ちに通報し援助を求める。
- いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。
- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携し必要な指導・支援を行わなければならない。

第5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止と早期発見には、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコン（1人1台端末）や携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送るなどの方法により、いじめを行うもの。

●学校裏サイトでのいじめ ●SNSから生じたいじめ ●動画共有サイトでのいじめ

○ネットの特殊性による危険

- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォン等で撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校の指導だけでは限界があり、保護者と緊密に協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会等で伝える

【未然防止のために】

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

【早期発見のために】

- 家庭では、SNSを利用しているときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、学校へ相談すること。

(2) 情報モラルの指導の際のポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害など別の犯罪に繋がる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 書き込みの内容が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

3 早期発見・早期対応のために

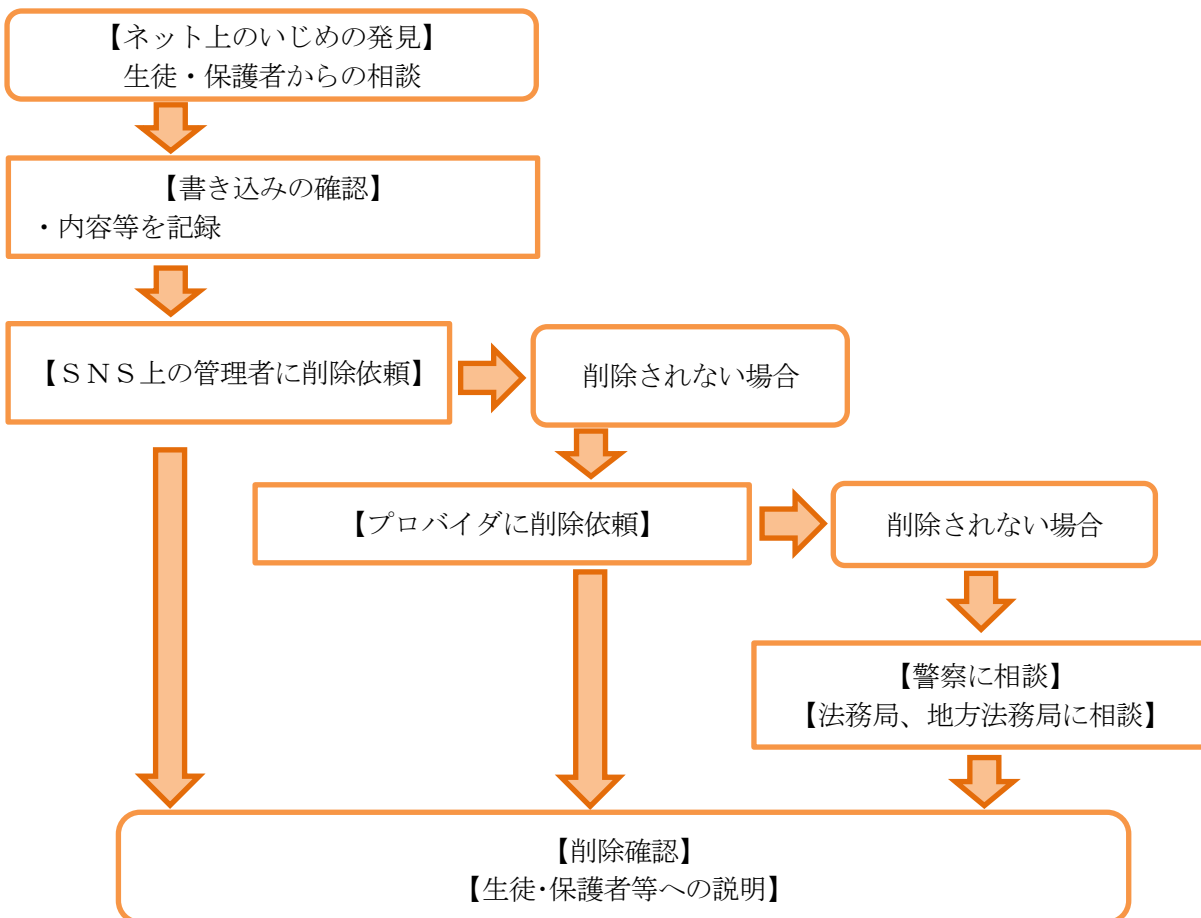
(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒と保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- インターネットには匿名性や拡散性等の特徴があることを十分に把握した上で、一つの行為がはじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

(2) 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

○書き込み等の削除の手順（一例）



第6 重大事態発生時の対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



「重大事態が発生した場合には、学校の設置者及び学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」（法第28条第1項）

○重大事態とは

- ① 「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ③ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

*いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑い、とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

*いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いの、「相当の期間」とは

- ・（不登校の定義をふまえて）年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

1 重大事態が発生した場合

（1） 法に規定されている、重大事態発生時の対応

①重大事態の報告

* 県立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（特別支援教育 児童生徒支援課）に報告する。

②報告を受けた学校の設置者の対応

* 学校の設置者は報告を受けたら、その調査を行う主体（学校の設置者か学校か）や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。

③重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）

* 調査の主体は学校が主体となつて行う場合と学校の設置者（公立学校は教育委員会）が主体となつて行う場合のどちらかである。

④調査結果の提供及び報告

- * 調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。(法第 28 条第 2 項)
- * 調査結果の報告を行う。
 - ・ 公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長へ報告する。

(2) 県立学校で、重大事態が発生した場合

① 重大事態の発生

- ・ 学校長から、教育委員会（特別支援教育 児童生徒支援課長）へ重大事態の発生を報告する。
(→教育委員会から知事に報告)

② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

- ・ 調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）（以下「対策委員会」という）が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・ 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置
- ・ 県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織。
- * 学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。
- ・ 委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」「精神科医」「県警本部人身安全・少年課職員」「県中央指導相談所職員」「地方務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」「総合教育センター相談支援センター職員」「特別支援教育 児童生徒支援課」等
- ・ 事務局は高校教育企画室

③ 調査上の目的と配慮

- ・ 調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ・ 事実関係を明確にするための調査を行う。
- * 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。である。
- ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- ・ 調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。
- ・ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・ 調査による事実確認と同時に、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた生徒への指導や、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ 重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
- ・ 調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

④ 調査の実施

- * 調査を行う主体は「対策委員会」となる。
- * 学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。

* 「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行うことができる。

⑤ 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

⑥ いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。